土木工事特記仕様書(令和7年7月1日以降適用)

(土木工事共通仕様書の適用)

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室)、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、 便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限り でない

(土木工事共通仕様書に対する補足事項)

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

(共通仕様書の読み替え)【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合(下請金額の総額が 5,000 万円以上)は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(それぞれ表、裏とも)

(事故報告書)【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、 監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の 場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシ ステムに、事故に関する情報を登録する。

(しゅん工標)【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事(構造物)を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱(様式第2号)または標板(様式第3号)に記すことができる。

対象工事 (構造物): 擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門 (樋管)、砂防堰堤、シェッド、法面、(揚)排水機場対象技術者: 監理(主任)技術者氏名

(工事成績評定の選択制)

- 第3条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札(価格競争)並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に 関する意向確認書」(以下「意向確認書」という。)を発注者契約担当に提出しなけれ ばならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、 評定を行うものとする。
- (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
- (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙-2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目 別運用表(公共建築工事)「別紙-2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する 行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/

(1日未満で完了する作業の積算)

- 第4条 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」と言う。)は、 変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I -12-①-1 ~ I -12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未 満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議 に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。 実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算 基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木 工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適 当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

- 第5条 本工事は、日最高気温が 30 ℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を 行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(以 下「試行要領」という。)」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30 ℃以上の真夏日の日数に 応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議 を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温 30 ℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高 WBGT25 ℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に質する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

(現場環境改善費 (熱中症対策・防寒対策) の対象工事)

第6条 本工事は、現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の適用対象工事である。 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係 る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係る積算要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

(資材価格高騰に対する特例措置)

- 第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変 更するものとする。

(下請次数を制限した工事の試行)

- 第8条 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
- 2 受注者は、下請次数が3次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は下請次数が3次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、 これに応じなければならない。

(仮設トイレの洋式化)

- **第9条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ (快適トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
 - ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
 - ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、 女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

(建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】)

第10条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔 臨場の試行工事(発注者指定型)」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠 隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/

(情報共有システム活用工事【発注者指定型】)

- 第11条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報 共有システム活用工事(発注者指定型)」の対象工事である。
- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することと する。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/

(CCUS活用推奨モデル工事)

第12条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事(CCUS活用推奨モデル工事)」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用する

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/

(週休2日確保工事)

- 第24条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等 実施要領(以下「実施要領」という。)」を適用する。
- 2 本工事の経費の負担は、実施要領第9条(1)による。
- 3 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/



(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

第13条 本工事は、交通誘導警備員(以下「警備員」という。)の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準(以下「積算基準」という。)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費:警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。
 - 1) 共通仮設費(率分) に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合:15.24%
 - 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金 以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:1.95%
- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料(領収書の写し等) を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費(営繕費)に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及 び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、 監督員と協議するものとする。
- 第14条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本工事における特記仕様事項を記載)

- 1 埋立地周辺の事業所の埋立工事の影響による応急修繕について、監督員と協議を行って、別途随意契約により実施するものとする。
- 2 徳島小松島港津田地区土砂受入地における係員の業務は、以下のとおりとする。

【受入地の係員の業務】

- ○ダンプの入場及び土砂の確認について
 - ・承認番号が合っているか、受付印が押印されているか
 - ・違法改造車両でないか
 - ・高枠車両でないか
 - ・ 過積載していないか (ダンプの荷台に積載上限ラインを示しているか)
 - ・水分が流れ出ていないか(路上等を汚すため)
 - ・木片、廃プラスチック類、コンクリート殻、アスファルト殻、 再生砕石等の不純物が入っていないか
 - ・第三種発生土以上の性状か(上に乗って足跡がつく程度の強度があるか)
 - ・長辺20cm以上の石が入っていないか

上記に該当がある場合は、搬入を許可しない

- ○該当のダンプが土砂を搬入した回数をチェック
- ○土砂降ろし場所の指示
- ○埋立地入口の道路に汚れや落石がないか、ある場合は路上清掃
- ○その日の搬入終了後、監督員へ日報を提出
- ○ダンプ運転席に「搬入許可書」があるか

⇒ない場合は、退場

○次の項目について、日報と搬入許可書を確認し、ダンプの入場回数を記載 (日報は別添のとおり)

【確認】

- ・日報とダンプの搬入許可書の「工事名」、「ナンバー」、「容量」を確認
- ・その日におけるダンプの土砂搬入回数を記載
- ○車両の構造について
- ○土砂の性状について
- ○受入現場の状況について
- ○建設土砂搬入一覧表
 - ・工事履行報告書とともに月単位で提出すること。

を提示すること。

4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費

用については、設計変更の対象としない。

- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費(営繕費)に加算して算出する。
 - なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、 監督員と協議するものとする。

	地区第2水面貯木場埋立地係員の日報				T	記 入 者 氏 名			
									月/日
					-7.50 - 4.0				/ / / + + A a
	承認番号	工事名	ナンバー	容量	承認番号 と印	違反車両関係	土砂の性状	報告事項	土砂を投入した台数
记載例	R7000	R7徳土 〇〇〇工事	00-00	1 0t車 (5.5m3)	承認番号 受付印 があるか	・高枠設置・過積載・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか・第3種発生土以上の強度が・長辺20cm以上の石が混入していない・悪臭がないか・悪臭がないか・	3回目搬入時に、 20cm以上の石を撤去させた	ī⊨
记載例	R7000	R7徳土 〇〇〇工事	**-**	1 0t車 (5.5m3)	承認番号 受付印 があるか	・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないが ・第3種発生土以上の強度が ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか	積載上限を荷台に示していないた め、指導 初回搬入時、 ゴミ混入、悪臭のため退去させた	F
						・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置・過積載・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置・過積載・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置・過積載・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		
						・高枠設置 ・過積載 ・その他	・ゴミ、不純物の混入がないか ・第3種発生土以上の強度か ・長辺20cm以上の石が混入していないか ・悪臭がないか		

- ※ 着色部分は、県で記載し、係員へ渡す
- ※ 係員はダンプ、土砂の性状を確認し、土砂の搬入回数を記載する。 1日の搬入終了後、監督員へ提出する。